

調査設計成果品と現地実態との不一致	検証及び対応策
【事例①】 ・調査設計：令和 6 年度 治山測量設計業務 ・成果品との相違箇所：計画されていた施工ヤードでは施工に必要な面積が不足しており、施工ヤードを区域拡大することもできず、代替地も見つからなかったため、工法を再検討する必要があった。	・
【事例②】 ・調査設計：令和 5 年度 全体計画調査業務・治山測量設計業務 ・成果品との相違箇所：仮設工・モノレール 3 t によりバックホウ0.28m3を解体・現場組立（カニクレーン）により設計されていた。バックホウ0.28m3級解体は工場で可能ではあるが、現場組立（カニクレーン）の吊上旋回範囲関係で吊り上げが困難であったことから、バックホウ0.13m3級、0.08m3級に変更し施工した。 モノレール 3 t 級でコンクリート運搬を計画、運搬距離にもよるが 1 日に20m3程度が限界であったため、伸縮継目が 1 箇所では最低リフト高0.75m打設でも20m3以上になる場合もあることから、伸縮継目を追加。また、差し筋等も大幅に追加となり設計変更を行った。 水抜箇所にふとんかごを縦にして使用する計画であったが、構造上無理なため通常の横置きに変更した。	・
【事例③】 ・調査設計：令和 2 年度 林業専用道新設設計業務 ・成果品との相違箇所：図面上で岩と示された箇所について、現地では土砂であったため切土勾配を緩く変更したことにより、排土数量が大幅に増加。これにより現地内の木材集積場（土捨場）の容量不足が発生する恐れがあった。 また、土質も軟弱ではあるが、始点から終点まで10％前後の下り勾配の縦断線形とヘアピンカーブが多いため、降雨による排水処理も難しい。 結果、施工後も路面洗掘が著しく、法尻と法頭が近いこともあり、法面の崩壊も度々発生している。林道で線形を変更するのは非常に難しいため、土質や排水面をより考慮した設計としてほしい。	・

調査設計成果品と現地実態との不一致	検証及び対応策
【その他設計関係】 ①山腹工や溪間工において掘削土砂量、埋戻土砂は算出するが、残土計画がないため、残土処理計画（産廃・土場作成など）が必要 ②安定計算書の設計条件が図面と一致していない（土留工の背面勾配、谷止工の埋戻高さ、法面工の斜面勾配等） ③特殊工法で、資材メーカーに依頼する場合の図面、数量計算が整理されていない、一般的な工法名により設計されていない ④特殊工法で、工法選定の理由が不明瞭（目的、施工条件の異なる複数現場で同一の工法が採用されている等） ⑤水路工の起点、接続方法、材料（樹脂、マット、吹付等）選定の考え方、流末処理の考え方が整理されていない（例：遮水性の水路の下部に浸透性の水路を接続する一流速が異なり被災の原因、水路に集水した水の流末を散らす→水路の意味がない） ⑥安定計算が必要な工種（ノンフレーム工）で、縦断測線が施工範囲を代表する箇所に設置されていない（施工範囲が調査中に変わっているのに縦断測線を追加していない） ⑦特殊工法（打込ドレン）が少量（2.0m*2本）で設計されており、それを施工するための仮設額が大きすぎる。このため、現地を確認し大きな影響はないと判断したため取り止めた。 ⑧仮設道作設について成果品はドローン測量によるものであったが、実際に現地を測量すると縦断勾配が急であり線形の変更が必要となった。また、測点が現地に残らないため再度測量をやり直す手戻りが生じた。	・
【図面関係】 ①BMが工事施行者が使用しやすい位置に設置されていない（施工箇所から60m離れている等）、BMの設置状況が不明で測量成果簿に記載されていない、測量誤差が最大16cmあった ②施工地全体を収めた平面図になっていない ③道路、建物、既設構造物が平面図に記載されていない、レーザー測量成果等による平地面の等高線（建物部）が消去されていない ④平面図、工種配置図と縦断図で土留工、筋工、伏工の計画位置、施工範囲が整合していない ⑤中心線の位置が平面図と構造図、断面図で一致していない ⑥間詰図において、岩間詰構造変化点に（高さ・厚み）の相違があり設計積算局審査時において訂正 ⑦近年の傾向として、図面の等高線が異常に細かく、データが重すぎて開けない ⑧図面の色分けが細かすぎて、出力時に色設定をするのが煩雑になる ⑨図面に余白が多すぎてA 3に充分収まるものでも、A 2長さ相当になっていたりしてリサイズが大変	・